



けんおう

県央地協 News

No.8

2026.3.16 発行

発行人

連合山口県央地域協議会 事務局

〒745-0045 周南市徳山港町 1-1

TEL0834-21-0768

E-mail : kenou@rengo-y.com



～周南地区会議 春の要請行動へ行ってきました～



徳山労働基準監督署



徳山商工会議所



新南陽商工会議所



ハローワーク徳山

春の要請行動とは？

連合山口では毎年、春闘時期にあわせて経営団体や労働局などに対して、賃上げや労働条件改善の社会的な流れを作ること、取引価格の適正化へ向けての働きかけ、最低賃金（山口県は現在 1,043 円）の遵守徹底、労働関係法の周知徹底などについて理解と協力を求めるために、要請行動を行っています。

周南地区会議は 3 月 13 日（金）に、宮代表、中村副代表、吉村事務局長の 3 名で、徳山労働基準監督署、徳山商工会議所、ハローワーク徳山、新南陽商工会議所へ『春の要請行動』を行いました！

春の要請行動を終えて

今春闘、連合山口では全体の底上げや格差是正の観点から、中小 6%の達成にこだわり取り組みを進めています。その中で印象的だったのが、商工会議所に加盟されている事業者さんは大半が中小零細企業であり、インボイス登録ができていない企業が少なくないようです。

先般の衆院選において、食料品のみ「消費税ゼロ」が話題になりましたが、食料品を仕入れる飲食店にとっては、仕入税額控除を受けることができない可能性が高く税負担は更にのしかかり、賃上げどころではなく存続も危うくなる可能性について話をお聞きました。

『賃金を上げろ』と声高らかに要求することは簡単ですが、社会的に弱い立場の人に犠牲を強いていることはないか、まずは一人ひとりが関心を持つことが大切だと感じました。